

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年3月31日まで

なお、委託業務実施期間中、本委託業務に対し甲が行う評価等により、研究計画の見直しや委託期間の延長又は短縮を行うことがある。

(委託業務の実施)

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた高度通信・放送研究開発委託研究委託契約約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。

2 本契約締結後、甲によって約款が改正されたときは、改正後の約款が適用されるものとする。

(実施計画書)

第5条 委託期間全体を通じた委託業務の目標、内容及び実施に要する経費の内訳等は、実施計画書に定めるとおりとする。ただし、実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に定めるとおりとする。

2 乙が委託業務を実施するにあたり、連携研究者又は研究実施協力者（以下総称して「協力者等」という。）が存在し、実施計画書の研究開発体制に協力者等を記載する場合は、乙は、協力者等に対して、委託研究への協力に関し、約款の第27条、第30条、第50条、第51条、第52条及び第53条を遵守させるものとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約において、乙の契約保証金を全額免除する。

(不正行為等に対する措置)

第7条 乙が、約款第36条第1項第4号に規定する行為を行ったときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第8条 甲及び乙は、第3条の委託期間が終了した場合又は本契約が解除された場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書〇通を作成し、各々記名押印（又は署名）のうえ、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 〇〇 〇〇 印

乙
乙1 契約者住所
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

乙2 契約者住所
〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

乙3 契約者住所
国立大学法人〇〇大学
学長 〇〇 〇〇 印